

政府調達に関する協定（WTO協定）の基準額の改定について

政府調達に関する協定の基準額が改正され、令和6年度及び令和7年度に締結する調達契約について、下記の基準額を適用することになりました。

1. 政府調達に関する協定（WTO協定） 基準額

区 分	令和6・7年度	(参考) 令和4・5年度
物品等の調達契約	3,600万円	3,000万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	27億2千万円	22億8千万円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	2億7,000万円	2億2,000万円
特定役務のうち上記以外の調達契約	3,600万円	3,000万円

- 2 令和6・7年度の適用基準額は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に締結される調達契約について適用します。
- 3 予定価格（税込）が上記の適用基準額以上になる調達について、政府調達に関する協定の適用を受けることになります。